

芦屋市都市計画マスタープランの変更原案に係る 市民意見募集の実施について

芦屋市都市計画マスタープラン（以下「都市マス」）は、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、概ね10年間の都市計画の具体的な方針を示すものとして、芦屋市のまちづくりの理念となる「第3次芦屋市総合計画」をもとに、平成17年3月に策定しました。

都市マスでは、計画目標年次を平成32年度としていますが、上位計画である総合計画に即して定めることが望ましいため、「第4次芦屋市総合計画」の策定に伴い、整備方針に対する進捗評価を行うとともに、その他関連計画との整合を図り、平成24年3月に改訂を行っています。

今回、総合計画において「後期基本計画」が策定され、取り組みを開始したことや、前回改訂より概ね5年が経過することから、関連計画の改訂等を踏まえ、改めて時点修正による見直しを行い、この度、変更原案としてとりまとめましたので、その内容について市民の皆さんからのご意見を募集します。

1 内容の閲覧

下記施設の執務時間中に、意見募集期間の終了日までご覧いただくことができます。

- ・ 市役所（東館2階都市計画課、北館1階行政情報コーナー）
- ・ ラポルテ市民サービスコーナー
- ・ 図書館本館
- ・ 保健福祉センター
- ・ 市民センター（公民館図書室）
- ・ 市民活動センター（リードあしや）
- ・ 潮芦屋交流センター

なお、市ホームページでもご覧いただくことができます。

2 意見募集期間及び提出方法

平成28年12月26日（月）から平成29年1月25日（水）までの平日・執務時間内に都市計画課窓口にて持参又は同期間中に郵送・ファクス・ホームページ上のご意見募集専用フォームもしくはEメール（info@city.ashiya.lg.jp）のいずれかで提出してください。様式等は自由ですが、口頭では受け付けておりませんのでご了承ください。

3 意見の公表

提出されたご意見は氏名等個人情報を除き、市の見解とともに市ホームページ等で公表する予定です。

※ 個別の回答は致しませんのでご了承ください。

4 連絡先

ご質問につきましては、お手数ですが下記までご連絡ください。

芦屋市都市建設部都市計画課

住 所：〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

電 話 番 号：0797-38-2073

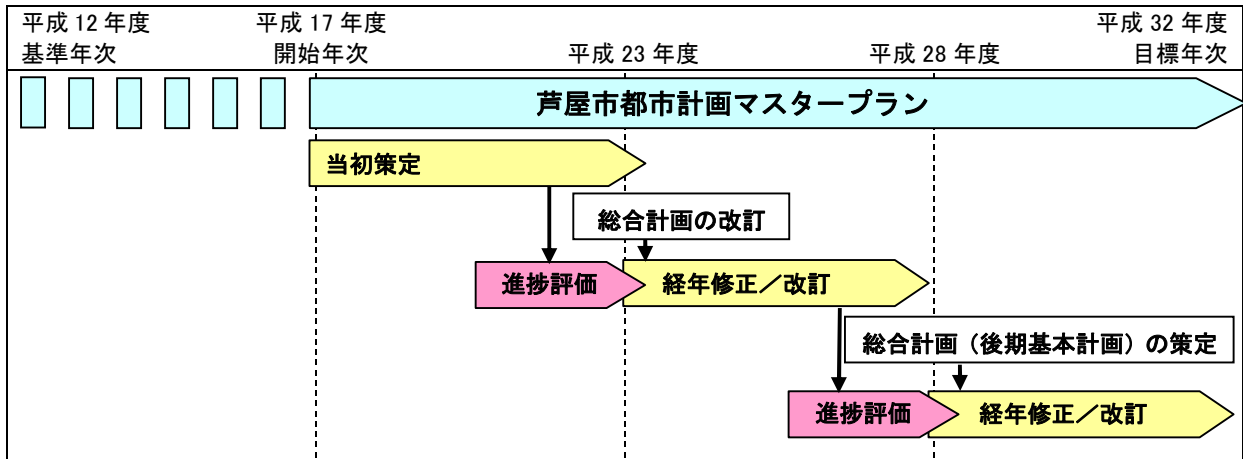
FAX番号：0797-38-2164

芦屋市都市計画マスタープラン 見直しの概要

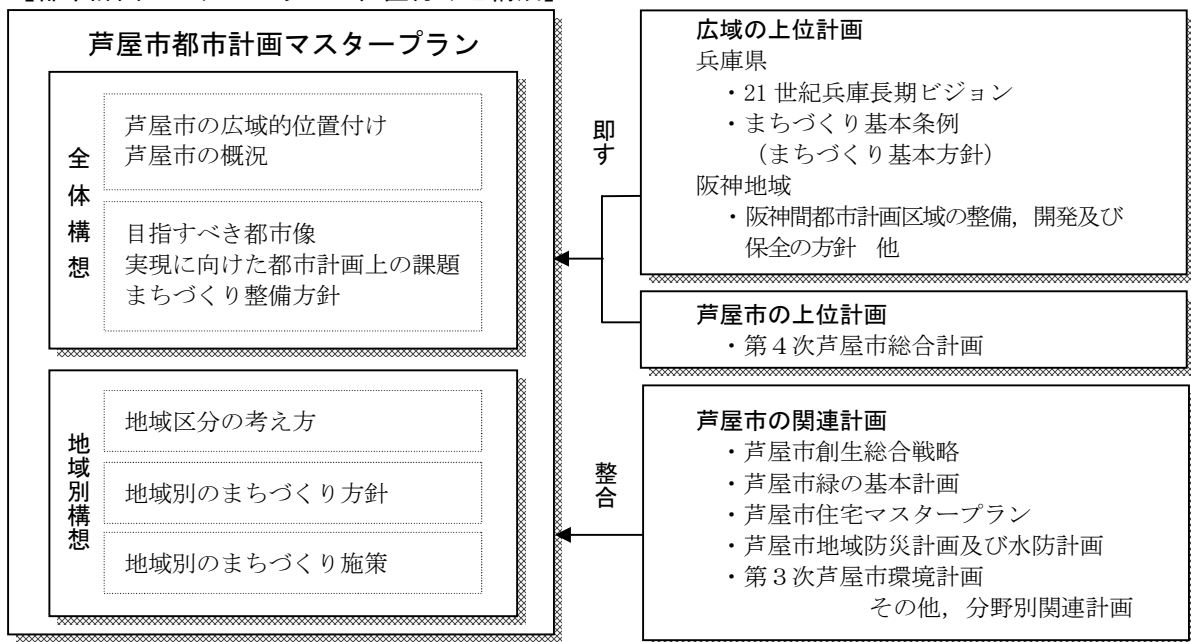
1. 計画の位置付けと見直しの経緯

芦屋市都市計画マスタープラン（以下「都市マス」）は、計画目標年次を平成32年度として、平成17年3月に策定しました。その後、経年修正等により平成24年3月に改訂を行っていましたが、概ね5年が経過することなどから、改めて見直しを行うものです。

【見直しの流れ】



【都市計画マスタープランの位置付けと構成】



2. 見直しの方針

現行都市マスに記載している方針について、後期基本計画及び関連計画の改訂、個別事業の進捗状況等を踏まえて見直しの必要性を検討した結果、現行都市マスと現状の方向性は概ね整合が図られているため、長期的な視点で設定されている「目指すべき都市像」については当初の考え方を継続するものとしますが、目標年次（平成32年度）に向けて計画の実効性を高めていくため、時点修正による見直しを行うものとします。

3. 見直しの主なポイント

現行都市マスは本市の目指す都市像の実現のため、以下の8つの視点から都市計画上の課題を整理しそれぞれの整備方針を定めています。それらの視点別の見直しの主な内容は以下のとおりです。

【本市の目指す都市像の実現のための8つの視点】

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 土地利用 | (5) 市街地及び住宅地整備 |
| (2) 都市施設の整備 | (6) 都市防災 |
| (3) 自然環境保全及び都市環境形成 | (7) 福祉のまちづくり |
| (4) 都市景観形成 | (8) 市民と行政による参画と協働のまちづくり |

【見直しの主な内容】

(1) 土地利用の方針

引き続き適正な土地利用を図ります。

(2) 都市施設の整備の方針

① 公共施設等の適正化と有効活用

公共施設の老朽化が全国で深刻な問題となりつつあることを踏まえ、本市においても平成27年度より、今後の公共施設のあり方について、基本方針を盛り込んだ「公共施設等総合管理計画」の策定に着手し、公共施設の適正化の取り組みを進めています。

本市では、従来から都市圏人口の増大や市民ニーズに対応するために都市施設の整備を進めてきましたが、今後は公共交通機関の利用促進、適切な改修や維持管理による既存公共施設の有効利用、施設転換や施設間のネットワーク化等、既存ストックの一層の活用を図ります。

② 施設の計画的な予防保全

既存施設については、市民との協働による維持管理を進めるとともに、事業者との役割分担を明確にし、対処療法的な事後保全から計画的な修繕を行う予防保全にシフトすることによる長寿命化の推進と修繕・更新コストを平準化し、簡素で効率的な管理を図ります。

③ 都市施設の整備方針の検討

都市計画道路等の都市施設や市街地開発などを効率的に整備するため、交通機能や防災機能など様々な視点を踏まえ、都市施設等の整備に関する基本方針等を検討します。

(3) 自然環境保全及び都市環境形成の方針

引き続き自然環境保全への啓発を行い、地球環境への負荷低減への取り組みを行います。

(4) 都市景観形成の方針

① 景観行政団体への移行

本市では、美しい川と緑ゆたかな六甲山という恵まれた自然を背景に、市民の参画と協働の下、美しい住宅地の景観が形成され、これまで様々な景観誘導施策を実施してきました。それらをさらに推進するため、平成26年度に景観行政団体となり、平成27年に「景観計画」及び「屋外広告物条例」を策定しました。

② 都市景観の向上に向けた取り組み

景観計画に基づく取り組みとして、景観重要樹木指定の検討や、芦屋川を景観重要公共施設として位置付け、適正な維持管理と整備を行うよう誘導するなど、良好な景観形成をさらに推進します。

また、屋外広告物については、「芦屋市屋外広告物条例（平成28年7月施行）」に基づき、周辺の景観に配慮した屋外広告物の規制誘導を進め、個々の広告物における大きさや色彩の規制を厳格化し、芦屋のまちなみにふさわしい広告景観の形成を図ります。

(5) 市街地及び住宅地整備の方針

① 南芦屋浜におけるまちづくりの進捗

新市街地として整備を進めている南芦屋浜地域については、まちづくりを取り巻く社会状況の変化を受けて、まちづくりの理念やコンセプト、施策展開等をまとめた「潮芦屋プラン」が平成25年3月に改訂されています。都市マスにおいても、新しい「潮芦屋プラン」にもとづき、事業の進捗状況を踏まえた見直しをします。

② JR芦屋駅南地区のまちづくりに向けた取り組み

本市の玄関口のひとつであるJR芦屋駅南地区については、平成23年度から、地域と協働してまちづくりの検討を進めており、計画の事業化に向けた取り組みを進めます。

③ 良好な居住環境を維持するための将来に向けた課題認識

住宅の整備にあたっては、今後増加が予想される空き家について、現状や問題点を把握し、今後の取り組みを検討する必要があります。

(6) 都市防災の方針

① 近年の災害を踏まえた防災・減災力の向上

平成23年3月に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に想定外と言われた地震と津波により甚大な被害が発生しました。また、全国各地で台風や大雨による風水害や土砂災害による被害も発生し、都市の安全性に対する市民意識が高まっています。

今後は、本市にも甚大な被害をもたらした阪神・淡路大震災のような大規模地震に加え、より身近に起こりうる風水害や土砂災害の被害等も視野に、被害を最小化する「減災」を図るため、都市の防災構造の強化、災害防止施設やライフライン施設、交通施設の整備拡充を図り、災害に備え、災害に強いまちづくりを進めます。

(7) 福祉のまちづくり方針

引き続き利用者の視点を考慮した施設整備を促進します。

(8) 市民と行政による参画と協働のまちづくり

① 住民主体のまちづくりの支援

まちづくりを推進する代表的な手法としては、都市計画法や建築基準法にもとづく都市計画の提案制度、地区計画、建築協定などがありますが、本市では、地区住民等の多種多様な価値観やニーズにこたえるため、平成25年に「芦屋市住みよいまちづくり条例」を改訂し、まちづくり協定の認定制度を新たに創設しています。